

不正行為への対処に関する規則

一般財団法人発電設備技術検査協会
認証センター

1. 適用

この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター(以下「JAPEIC-MS&PCC」という。)が JAB203 に則り、被認証組織の不正行為への対処について規定します。

1. 定義

1.1 不正行為

認定又は認証の規則の意図的な違反につながる、関連する利害関係者への意図的な不実表示、情報の隠蔽、虚偽の情報の提供。

1.2 被認証組織

ISO 認証を取得した組織又は製品認証を取得した溶接施工工場。

1.3 認定機関

公益財団法人 日本適合性認定協会

1.4 認証機関

JAPEIC-MS&PCC

2. 役割

2.1 被認証組織の役割

- 1) 不正行為が顕在化した場合、認証機関に事象の報告をお願いします。
- 2) 事象に基づき実地調査を実施する場合は、調査に協力をお願いします。
- 3) 調査においては、被認証組織におけるトップマネジメントの同席をお願いします。

2.1 認証機関の役割

- 1) 被認証組織の事象を検証し、認証の判定に重大な影響があると判断した場合は、認証の一時停止又は取消し等の処置を行います。
- 2) 事象の報告、調査結果、認証への影響等を認定機関へ報告します。
- 3) 不正行為によって認証を取り消した場合は、新たに認証を取得する意思がなくとも 1 年間は JAPEIC-MS&PCC の HP で公表します。
- 4) 認証の一時停止又は取消し後の解除又は申請については、再発防止対策の状況を勘案して決定します。なお、不正行為によって認証を取り消したのち、申請を受理した場合は、認定機関に連絡します。

取消し及び一時停止についての考え方を例示します。

- ① 組織的な不正、認証の社会的信頼の失墜や生活基盤に影響を及ぼす場合などは認証を取り消します。取消後、再発防止対策実施日を起点として 1 年間後、再発防止対策の有効

性が被認証組織によって確認されたのち認証の申請を受け付けます。

- ② 認証の社会的信頼の失墜や生活基盤に影響を及ぼす可能性が低い場合など、また、従業員単独による不正行為など組織的でない場合においては、認証の一時停止を実施します。JAPEIC-MS&PCC の審査によって再発防止対策が有効であると判断したのち一時停止を解除します。また、その不正行為部門・製品サービスなどを切り離して認証を維持する認証範囲の縮小も考慮します。
- ③ 認証範囲外における不正行為で認証範囲から全く独立し、かつ、組織的でない場合は、一時停止及び取消しの限りではありません。

3. 製品認証業務の製品評価、溶接士技能、溶接施工法について

仕掛案件については、不正行為と関連がないことの確認を取るまでは、全ての工程に対して実地評価を行いません。実地評価を再開する時期は、認証センターよりお知らせします。

不正行為への対処に関する規則 改訂履歴

改正	改正年月日	改正概要
0	—	不正行為への対処に関する規則について、ISO 認証及び製品認証事業共通の規則として制定。